



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年7月14日火曜日 第122号外1

### ◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課）..... 1  
 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....（財政課）..... 1  
 愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例.....（税務課）..... 3  
 愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 9  
 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（子育て支援課）.....10

### 条 例

#### ○愛媛県条例第34号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> （遺族補償年金前払一時金）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>4・5 省略</p>	<p><b>附 則</b> （遺族補償年金前払一時金）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、次の各号に掲げる 額の合計額が _____ 当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 遺族補償年金前払一時金が支給された月後最初の遺族補償年金の支払期間から1年を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額</p> <p>(2) 遺族補償年金前払一時金が支給された月の翌月から1年を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5にその経過した年数（当該年数に1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合計額</p> <p>4・5 省略</p>

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第3条第3項の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた遺族補償年金の支給について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた遺族補償年金の支給については、なお従前の例による。

#### ○愛媛県条例第35号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県手数料条例の一部を改正する条例**

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～73の7 省略			1～73の7 省略		
73の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査	省略		73の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査	省略	
73の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	省略		73の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	省略	
73の10～113 省略			73の10～113 省略		
備考 省略			備考 省略		
3 省略			3 省略		
4 農林水産関係事務手数料			4 農林水産関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～23 省略			1～23 省略		
24 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,700円	24 省略		
25 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,700円	25 家畜改良増殖法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,700円
26 省略			26 家畜改良増殖法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,700円
			26の2～29 省略		
26の2～29 省略			30 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2	省略	
30 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2	省略		30 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2	省略	

第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付			第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付		
31～61 省略			31～61 省略		
備考 省略			備考 省略		
5・6 省略			5・6 省略		

附 則

この条例は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和2年法律第21号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表2の表73の8の項及び73の9の項の改正規定 令和2年9月1日
- (2) 別表4の表30の項の改正規定 令和3年4月1日

○愛媛県条例第36号

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(県民税の納税義務者等)</p> <p><b>第12条</b> 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を課税標準とする所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税額_____を課税標準とする法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第5号に掲げる者に対しては支払を受けるべき利子等の額を課税標準とする利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては支払を受けるべき特定配当等の額を課税標準とする配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては特定株式等譲渡所得金額を課税標準とする株式等譲渡所得割額によつて課する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(県民税の税率)</p> <p><b>第13条</b> 県民税の均等割の税率は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法人 次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>ア 次に掲げる法人</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(ア)～(イ) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ロ) 資本金等の額（法第23条第1項第4号の<u>2</u>に規定する資本金等の額をいう。以下こ</td> <td></td> </tr> </table>	法人の区分	税率	ア 次に掲げる法人	省略	(ア)～(イ) 省略		(ロ) 資本金等の額（法第23条第1項第4号の <u>2</u> に規定する資本金等の額をいう。以下こ		<p>(県民税の納税義務者等)</p> <p><b>第12条</b> 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を課税標準とする所得割額の合算額によつて、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準とする法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第5号に掲げる者に対しては支払を受けるべき利子等の額を課税標準とする利子割額によつて、第6号に掲げる者に対しては支払を受けるべき特定配当等の額を課税標準とする配当割額によつて、第7号に掲げる者に対しては特定株式等譲渡所得金額を課税標準とする株式等譲渡所得割額によつて課する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(県民税の税率)</p> <p><b>第13条</b> 県民税の均等割の税率は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法人 次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>ア 次に掲げる法人</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(ア)～(イ) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ロ) 資本金等の額（法第23条第1項第4号の<u>5</u>に規定する資本金等の額をいう。<u>イ</u>から</td> <td></td> </tr> </table>	法人の区分	税率	ア 次に掲げる法人	省略	(ア)～(イ) 省略		(ロ) 資本金等の額（法第23条第1項第4号の <u>5</u> に規定する資本金等の額をいう。 <u>イ</u> から	
法人の区分	税率																
ア 次に掲げる法人	省略																
(ア)～(イ) 省略																	
(ロ) 資本金等の額（法第23条第1項第4号の <u>2</u> に規定する資本金等の額をいう。以下こ																	
法人の区分	税率																
ア 次に掲げる法人	省略																
(ア)～(イ) 省略																	
(ロ) 資本金等の額（法第23条第1項第4号の <u>5</u> に規定する資本金等の額をいう。 <u>イ</u> から																	

の表において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び(□)に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

イ～オ 省略

2～8 省略

(法人の県民税の申告納付の期限)

第17条の2 県民税の納税義務がある法人がなすべき申告納付の期限は、法第53条第1項、第2項、第31項及び第35項に定めるところによる。

(法人の事業税の申告納付の期限)

第18条の3 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等又は同項に規定する収入割等についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、同項に規定する6月経過日から2月以内

(6)・(7) 省略

2 省略

附 則

第4条 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

第4条の2 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

第4条の3 省略

第4条の4 省略

第7条の4の3 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第7条の4の4 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第7条の6 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第7条の6の2 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を同項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第2項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の第14条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

才までにおいて同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び(□)に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

イ～オ 省略

2～8 省略

(法人の県民税の申告納付の期限)

第17条の2 県民税の納税義務がある法人がなすべき申告納付の期限は、法第53条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項に定めるところによる。

(法人の事業税の申告納付の期限)

第18条の3 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等又は同項に規定する収入割等についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 法第72条の26第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内

(6)・(7) 省略

2 省略

附 則

第4条 省略

第4条の2 省略

第4条の3 省略

第7条の4の3 省略

第7条の6 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

**第16条の6** その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)をした場合には、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(これらの規定が法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第35条の3まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条(震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項(これらの規定が法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」として、附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

## 2 省略

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第35条の3まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条(震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

**第16条の6** その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)をした場合には、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(これらの規定が法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第35条の2まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条(震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4項(これらの規定が法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」として、附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

## 2 省略

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第35条の2まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条(震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第

1 項中「第4項」とあるのは「第4項（これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。）」として、附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

4・5 省略

（県民税の法人税割の税率の特例）

**第17条** 昭和50年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度分 \_\_\_\_\_ の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

（中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税）

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額 \_\_\_\_\_ が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分 \_\_\_\_\_ の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のものであるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間（以下「法人税額の課税標準の算定期間」という。）

\_\_\_\_\_ の末日の現況によるものとする。

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額 \_\_\_\_\_ が1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の法人税額 \_\_\_\_\_ によるものとする。

4 法人税額の課税標準の算定期間 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

が1年に満たない法人（次項の適用を受けるものを除く。）に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

5 法人税法第71条第1項、第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）若しくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出する義務がある法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「法人税割の課税標準となる法人税額 \_\_\_\_\_ 」とあるのは、「法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ の末日までに前事業年度 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額」とする。この場合において、前事業年度が1年に満たない法人については、同項中「年

1 項中「第4項」とあるのは「第4項（これらの規定が法附則第44条の2第3項の規定により適用される場合を含む。）」として、附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

4・5 省略

（県民税の法人税割の税率の特例）

**第17条** 昭和50年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

（中小法人に対する県民税の法人税割の不均一課税）

**第18条** 前条に規定する税率の適用がある法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）、第12条第1項第4号の2に掲げるもの又は同条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のものであるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号

に掲げる法人にあつては法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日、法第52条第2項第3号に掲げる法人にあつては法第53条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が1,000万円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。

4 法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。以下同じ。）又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。以下同じ。）

\_\_\_\_\_ が1年に満たない法人（次項の適用を受けるものを除く。）に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」と

あるのは、「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。）又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。）

\_\_\_\_\_ の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

5 法人税法第71条第1項、第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）若しくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出する義務がある法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」とあるのは、「法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第1項に規定する算定期間をいう。）又は連結法人税額の課税標準の算定期間（法第53条第4項に規定する算定期間をいう。）

\_\_\_\_\_ の末日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した

税額の合計額の課税標準となる法人税額」とする。この場合において、前事業年度が1年に満たない法人については、同項中「年

1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該前事業年度 \_\_\_\_\_ の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

6 法人税額の課税標準の算定期間 \_\_\_\_\_ の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

**第22条** 法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき地方税法施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第19条の6の規定の適用については、同条中「第73条の27の2第1項」とあるのは、「第73条の27の2第1項(法附則第60条第1項において読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

**第22条の2** 削除

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

**第22条の9** 省略

2 自家用の乗用車に対する第42条の4第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該前事業年度又は前連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算して得た金額」とする。

6 法人税額の課税標準の算定期間及び連結法人税額の課税標準の算定期間の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

**第22条及び第22条の2** 削除

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

**第22条の9** 省略

2 自家用の乗用車に対する第42条の4第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

**第2条** 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)</p> <p><b>第22条</b> 法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき地方税法施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までに</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)</p> <p><b>第22条</b> 法第73条の24第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき地方税法施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までに</p>

その者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第19条の6の規定の適用については、同条中「第73条の27の2第1項」とあるのは、「第73条の27の2第1項（法附則第62条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

その者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第19条の6の規定の適用については、同条中「第73条の27の2第1項」とあるのは、「第73条の27の2第1項（法附則第60条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（愛媛県森林環境税条例の一部改正）

**第3条** 愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の3の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p><b>第4条</b> 平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度 _____ 又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p><b>第3条</b> 省略</p> <p>2 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の2の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p><b>第4条</b> 平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該 右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例附則第7条の4の3の次に1条を加える改正規定、同条例附則第7条の6の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第13条第3項並びに第16条の6第1項及び第3項の改正規定並びに第2条並びに次項の規定 令和3年1月1日
  - (2) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第12条第1項、第13条第1項第2号、第17条の2及び第18条の3第1項第5号の改正規定並びに同条例附則第17条及び第18条の改正規定並びに第3条中愛媛県森林環境税条例第4条の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和4年4月1日
- （県民税に関する経過措置）
- 2 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の行使を令和2年2月1日から同年10月31日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して当該入場料金等払戻請求権の行使をした日から令和3年1月31日までの期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第7条の6の2の規定を適用する。
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分及び第3条の規定による改正後の愛媛県森林環境税条例第4条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度（以下「連結親法人事業年度」という。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 4 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいい、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第1条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例の規定中法人の県民税に関する部分及び第3条の規定による改正前の愛媛県森林環境税条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第37号

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第2条</b> 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。以下「公示日」という。）から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間（以下「指定期間」という。）に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（不動産取得税の課税免除及び不均一課税）</p> <p><b>第3条</b> 公示日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。）をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p> <p>2 公示日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。）をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第2条</b> 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。以下「公示日」という。）から令和2年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間（以下「指定期間」という。）に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（不動産取得税の課税免除及び不均一課税）</p> <p><b>第3条</b> 公示日から令和2年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。）をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p> <p>2 公示日から令和2年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。）をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>

る部分に限る。)に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

る部分に限る。)に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 改正後の愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第38号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年7月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表(第2条関係)</b>		<b>別表(第2条関係)</b>	
事 務	市町	事 務	市町
1~44 省略		1~44 省略	
45 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(4) 省略 (5) <u>政令第8条第6項、第31条の6第6項及び第37条第6項の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の据置期間の延長の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u> (6)~(11) 省略	各市町 (中核市を除く。)	45 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(4) 省略 (5) <u>政令第8条第5項、第31条の6第5項及び第37条第5項の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の据置期間の延長の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u> (6)~(11) 省略	各市町 (中核市を除く。)
46~62 省略		46~62 省略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。